

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
～当面5年間（令和元年度～令和5年度）の考え方～

北海道奥尻郡奥尻町

本町の森林面積は本町の総面積は14,298haで森林面積は11,111haと、総面積の78%を占めており、森林に恵まれた地域であります。

所管別では、一般民有林4,573ha（41%）、国有林6,535ha（59%）となっており、民有林の所有形態は町有林1,286ha（28%）、私有林3,276ha（72%）となっています。

町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲低下や森林所有者の不在村化、相続に伴う世代交代及び未登記などといったことから整備が行き届かない森林の増加が懸念しております。

そのため、町では国から譲与される森林環境譲与税を有効活用し、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取り組みを計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

森林整備が行き届かない森林の所有者に対し、町や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ね、または経営計画を作成するように働きかけ森林環境譲与税を活用し森林整備を一層推進し山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

2 人材育成・担い手確保

町内で森林整備事業等を実施している事業者は1社のみとなっており、新規就業者の確保が今後厳しい状況にあることから、北海道立北の森づくり専門学院道南地域協議会や地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保や雇用促進、林業就業者の安定確保に向けた取り組みを進めます。

3 木材利用の推進

町内のスギ、トドマツなどの人工林資源が利用期を迎えている中、町内産人工林材の利用の増加を図るため、木質バイオマスの利用増進及び公共施設等の木造化・木質化の取組を進めます。

4 普及啓発

森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、町民の理解促進を図るため、町有林等を活用した森林環境教育や植樹活動、木育活動を進めます。